

平成 23 年 8 月 12 日

各 位

静岡県沼津市緑ヶ丘 10 番地の 1
株式会社ゴトー
代表取締役社長 後藤 行宏

臨時株主総会及び普通株主による
種類株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 23 年 10 月開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 8 月 31 日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

（注）当社は、本日現在において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 2 条第13号の規定する種類株式発行会社（以下「種類株式発行会社」といいます。）ではありませんが、平成23年10月開催予定の本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全部（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること（なお、交付する別個の種類の株式について、上場申請は行わない予定です。）のそれぞれの議案を付議する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会において上記②の付議議案に対するご承認をいただくことに加えて、本種類株主総会において当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うことに対するご承認をいただくことが必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

【株主名簿管理人 事務取扱場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以上